

令和8年度

事業計画

令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

公益財団法人地域社会振興財団

目 次

基本方針	1
1 調査研究事業（公益目的事業1）	2
(1) 調査研究	
(2) 研究機器の整備	
2 研修事業（公益目的事業2）	4
(1) 中央研修会	
(2) 現地研修会	
(3) 健康福祉プランナー養成塾	
(4) 地域医療を考える県民フォーラム	
(5) 地域医療を守り育てる住民活動全国シンポジウム	
3 交付金交付事業（公益目的事業3）	6
(1) 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金	
(2) 整備拡充事業交付金	

基本方針

当財団は、住民の日常生活圏域である地域社会における各種問題について基礎的総合的研究等を行うとともに、地域社会に対する施策を推進し、もって地域社会における住民の健康及び福祉の向上並びに文化の振興を図り、地方自治の基盤の充実に寄与することを目的として設立され、社会情勢の変化に対応しながら、地域社会のニーズに沿った事業を展開している。

令和8年度の事業計画は以下のとおりとし、栃木県が発売元として発行する「地域医療等振興自治宝くじ」の収益金を主な財源として実施する。

1 調査研究事業（公益目的事業1）

へき地など地域住民の疾病の特異性、病態生理とその原因等を明らかにし、その有効な対策について基礎的・総合的な調査研究を行うほか、同地域における少子高齢化の進展に対応した保健・医療・福祉に係る諸施策を支援するための調査研究を行う。

2 研修事業（公益目的事業2）

地域において保健・医療・福祉事業に携わる専門職員を対象とした最新の専門知識や技術の習得を図るための研修、地域住民を対象とした健康や医療、福祉に関する意識向上のための研修、地域医療が抱える様々な問題とその解決策を医療従事者等と地域住民とともに考え討議する事業を行う。

3 交付金交付事業（公益目的事業3）

地方公共団体等が行う人口減少・少子高齢化の進行に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生き育て、暮らすことができる環境を確保するための施策の実現に資する事業及び学校法人自治医科大学の教育・研究に欠くことのできない施設設備の整備を支援するための交付金を交付する。

1 調査研究事業（公益目的事業1）

へき地など地域住民の疾病の特異性や原因等を明らかにし、その有効な対策について調査研究を行う。

（1）調査研究

当財団に設置する、地域社会健康科学研究所（6研究部門及び実験医学センター並びにさいたま支所）において、以下の調査・研究を行う。

- ① 環境医学研究部門
地域における疾病の環境要因の解明に関する研究
- ② 血液医学研究部門
地域における疾病の特性と遺伝要因の解明に関する研究
- ③ 保健科学研究部門
地域特性を踏まえた予防医学事業の企画、推進に関する研究
- ④ 健康福祉計画研究部門
 - ア 地域医療における好発疾患や医療体制に関する研究
 - イ 地域特性を踏まえた保健・医療・福祉施策の企画・実施方法に関する調査研究
 - ウ 地域における総合医と診療の在り方に関する研究
- ⑤ 病態生理研究部門
 - ア 病態検査、臨床生理等に関する基礎的・臨床的研究
 - イ 悪性腫瘍の発生機序等に関する細胞病理学的研究
- ⑥ 情報システム研究部門
包括医療情報システムの開発に関する研究
- ⑦ 実験医学センター
疾患モデル動物の作成・維持・管理・評価のための支援システムの研究
- ⑧ さいたま支所
循環器疾患、消化器疾患、がん等の先端基礎研究

なお、各部門等の研究室における個別の研究は次のとおりである。

各研究室等の個別課題等

研究室名	研究課題名（令和7年度～令和9年度）
環境医学研究室	地域住民を対象としたオミクス解析による疾患リスク予測マーカーの開発
心血管・遺伝学研究室	地域における小児及び成人疾患の遺伝要因と疾患特性の解明
公衆衛生学研究室	栃木県内の地域保健従事者の研究能力向上に関連した研究
地域医療学研究室	① 地域医療における生活習慣病関連残存リスク指標に関する検討
	② 地域医療白書の基盤的研究
地域健康福祉研究室	社会的処方と地域包括ケアシステムの実態研究
総合診療研究室	大規模医療情報等を活用した総合診療・感染症に関する臨床研究および人材育成の推進
臨床検査医学研究室	臓器・組織傷害の分子マーカーと超音波所見に関する研究
病理学研究室 (腫瘍病理学)	遺伝子異常から微小環境まで：多層的アプローチによる腫瘍進展機構の探索
病理学研究室 (包括病態病理学)	消化器悪性腫瘍の発育進展過程の解明および術前化学療法の効果予測因子の探索
情報システム研究部門 (情報センター)	自治医大における IR (Institute Research) の機能の検討ー卒前から卒後にまたがる大学のマイルストーン評価および教学データにおけるデータ解析システムの検討ー
実験医学センター	個別化医療実現のための疾患モデル動物作製，維持，管理，評価を支援する基盤システムの構築と改良
さいたま支所 (内科系)	HIV 陽性者の歯科・透析医療および介護サービスアクセス向上のための地域連携体制構築に関する研究 - 感染症専門医・エイズ認定医によるアウトリーチ型教育プログラム-
さいたま支所 (外科系)	環境要因が誘導するエピゲノム異常と non-coding RNA 機構の破綻による食道胃接合部腺癌・食道腺癌の発癌機構の解明

(2) 研究機器の整備

公益財団法人 J K A の補助(補助区分は、「医療機器の振興に資する事業 に関する補助金(難病及び希少難病に関する研究機器の整備(医療機器の整備))」)を受けて、上記調査・研究に必要な研究機器の整備を行う。

2 研修事業(公益目的事業2)

へき地など地域において保健・医療・福祉に携わる専門職員を対象とした専門職研修や地域住民を対象とした健康・医療や福祉に関する研修等を行う。

(1) 中央研修会

地域医療情報研修センターにおいて、地域の保健・医療・福祉事業に携わる医師、看護師、医療技術者等を対象に、当該分野の専門家を講師として、最新の医療情報の講義や技術の向上を図るための演習等から構成される研修会を年14回開催する。

研修会名	研修期間	定員
第44回 診療放射線技師研修会	6月4日～6月6日	40
第51回 臨床検査技師研修会	6月25日～6月26日	60
第24回 健康企画・評価研修会	7月2日～7月3日	20
第44回 薬剤師研修会	7月9日～7月10日	60
第45回 保健活動研修会	8月7日～8月9日	20
第1回 がん看護研修会	8月29日	20
第44回 健康学習研修会	9月3日～9月4日	20
第22回 口腔ケア研修会	10月2日～10月3日	48
第1回 看護職向け Advance Care Planning (ACP) 実践研修会	10月17日	40
第2回 災害薬事研修会	10月23日	30
第11回 栄養管理研修会	11月6日～11月7日	50
第49回 スタッフ育成・管理担当者研修会	11月20日～11月21日	40
第6回 災害保健研修会	11月28日～11月29日	20
第26回 リハビリテーション研修会	1月21日～1月22日	40

(2) 現地研修会

地方公共団体等が推進する健やかな地域社会づくりに寄与することを目的として、地域の住民や保健・医療・福祉事業に携わる医師、看護師、医療技術者等を対象に、全国各地の地方公共団体等が企画する健康や福祉に関するテーマの研修を、当該団体と当財団とが共催で年10回程度開催する。

(3) 健康福祉プランナー養成塾

地域住民の社会福祉・介護サービスを実際に構想し、運営するコミュニティ・リーダーを育成するため、地方公共団体等の健康福祉行政等の企画立案に携わる保健師、医師、事務職員等を対象に、それらの職種を横断するような研修を実施する。

(4) 地域医療を考える県民フォーラム

当該都道府県における地域医療が抱えている様々な問題点、将来あるべき方向性について、行政、医療関係機関、地域住民が一体となって討議し、当該都道府県における地域医療の充実確保に寄与するとともに、地域が一体となって自らの地域医療を考える事業を実施する。

(5) 地域医療を守り育てる住民活動全国シンポジウム

地域医療の問題の解決に必要な住民の主体的活動を高めるため、住民団体(住民グループ・NPO法人等)が全国的な連携をとれるようなネットワークの形成及び持続的・発展的な地域医療支援活動の推進を目的とし、シンポジウムを実施する。

3 交付金交付事業（公益目的事業3）

地域医療等振興事業費交付金交付事業として、以下の事業を行う。

（1）人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金

人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業に積極的に取り組んでいる都道府県及び市（区）町村等を支援するため、以下の事業区分に応じて交付金を交付する。

区分番号	事業区分
①	雇用・就業対策事業
②	健康づくり推進事業
③	介護保険制度等充実支援事業
④	医療対策事業
⑤	福祉対策事業
⑥	学習・社会参加活動促進事業
⑦	住宅・生活環境事業
⑧	高齢社会研究開発のための事業
⑨	こども・若者・子育て支援事業
⑩	地方移住・関係人口創出事業
⑪	その他

【申請及び交付の条件】

都道府県：1団体複数の事業の申請を可とし、合計で14,000千円までとする。

市(区)町村：1団体1件までとし、1件3,000千円までとする。

（2）整備拡充事業費交付金

わが国のへき地等における地域医療の先駆的な役割を担っている自治医科大学の施設や研究機器等の設備の整備拡充を支援するため、整備拡充事業費交付金を交付する。

事業の概要（公益目的事業の種類及び内容）

1. 調査研究事業

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	へき地など地域住民の疾病の特異性や原因等を明らかにし、その有効な対策について調査研究を行う事業	4.7

〔1〕事業の概要について

(1) 目的

へき地など地域住民の疾病の特異性、病態生理とその原因等を明らかにし、それに対する有効な対策について基礎的・総合的な調査研究を行うほか、同地域における高齢化、少子化の進展に対応した保健・医療・福祉に係る諸施策を支援するための調査研究を行う。

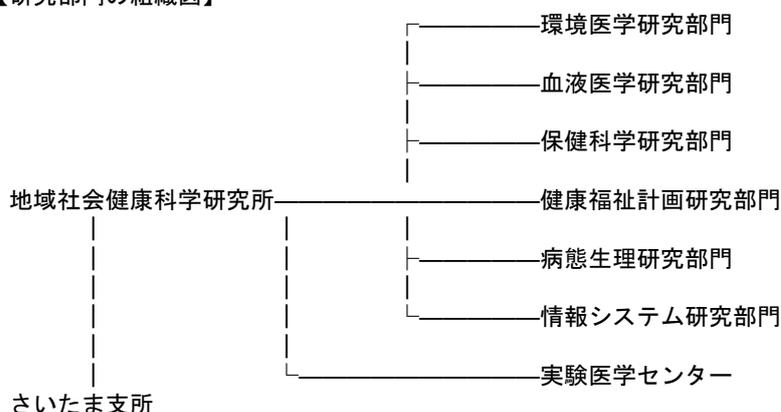
(2) 事業(昭和48年度から継続して実施している)

当法人に設置している「地域社会健康科学研究所」の6研究部門及び実験医学センター並びにさいたま支所において事業計画に基づき調査研究を行う。

ア及びイの事業は、共通の目的を達成するためのものであることから一つにまとめた。

ア調査研究

【研究部門の組織図】



【公表方法】

研究成果については、各研究員が個々に当該研究員が所属する学会での研究発表や学会誌への投稿など、専門領域において公表しているほか、毎年度「地域社会健康科学研究所研究報告集」として一冊にとりまとめたものを各都道府県の所管部署に配付するとともに、国立国会図書館に納本するなど、広く一般に公表している。

イ事業研究機器の整備((財)JK Aからの補助事業)

【内容】

(財)JK Aからの補助(補助区分は、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助金(難病に関する研究機器の整備)」)を受けて上記アの調査研究に必要な研究機器の整備を行う。研究機器を選定する際には、補助目的である社会的課題(難病の解明と治療法の開発)を解決し、広く社会貢献を果たすために、医療の専門家を委員とした機器選定委員会において研究の必要性、機器選定の妥当性等について審議し、補助申請(整備)機器を決定している。

さらに補助事業の実施評価を行っており、事業の実施体制の妥当性、事業の成果や波及効果等の観点から検討・評価することを目的に、外部の専門家を含めた委員による事業評価委員会において事業の開始前及び実施後に自己評価を実施している。

【公表方法】

補助事業の実施結果は、「地域社会振興財団研究成果報告書」としてとりまとめており、また、当該研究所の所属学会や学会誌への論文発表というかたちで公表するとともに、当法人ホームページにも掲載し広く一般に周知している。

(3) 事業実施のための財源等

【調査研究】

研究に係る費用については、学校法人自治医科大学からの負担金収入及び地域医療振興自治室くじ(うち人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業分)の収益金を財源としている。

【機器整備】

(財)JK Aからの補助金(事業費の1/2)及び残り1/2は学校法人自治医科大学からの負担金収入を財源としている。

〔2〕事業の公益性について	
事業の種類	<p>学術及び科学技術の振興を目的とする事業 高年齢者の福祉の増進を目的とする事業 公衆衛生の向上を目的とする事業 地域社会の健全な発展を目的とする事業</p>
上記事業に該当する理由	<p>本事業は、へき地など地域社会における疾病の原因等を明らかにし、その有効な対策を基礎的総合的に研究等を行うとともに、同地域の高齢化、少子化の進展に伴う保健・医療・福祉の施策のニーズに応えるため全国の地域医療の現場を支援するものである。研究部門のうち、特に環境医学研究、血液医学研究、病態生理研究などは、疾病の原因を基礎的総合的に研究することから、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当すると考える。健康福祉計画研究は、地域社会の少子・高齢化を踏まえた保健・医療・福祉施策の企画・実施方法に関する調査研究であることから、「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」にも該当すると考える。また、保健科学研究は、保健・医療・福祉の統合システムに関する疫学的研究であることから、「公衆衛生の向上を目的とする事業」にも該当すると考える。さらに、情報システム研究は地域医療の水準を向上させるための研究である。すべての研究部門において地域社会に対する施策を推進し、もって地域社会における住民の健康・医療及び福祉サービスの向上並びに文化の振興を図る事業を展開していることから、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」にも該当すると考える。</p>
事業の公益性に係るチェックポイント【技術開発、研究開発】	
<p>1. 当該技術開発、研究開発が不特定多数の利益の増進に寄与することを主な目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか</p> <p>2. 当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての問合せに応えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該技術開発、研究開発に専門家が関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>1. 定款に「住民の日常生活圏域である地域社会における各種問題、特に、保健・医療・福祉に関する問題について基礎的総合的研究等を行うとともに、地域社会に対する施策を推進し、もって地域社会における住民の健康及び福祉の向上並びに文化の振興を図り、地方自治の基盤の充実に寄与する」旨を明記し、事業目的を当法人ホームページで公表している。</p> <p>2. 本事業の名称や各研究部門の研究テーマは、パンフレットや当法人ホームページで公開し、研究内容や引用論文に関する外部からの問い合わせについてもその都度積極的かつ適切に対応している。 研究成果は、具体例を1~2挙げれば「販売名：ザーコリ（肺がんの治療薬）」などのように新薬の開発につながったり、超音波検査法などの新しい治療法への応用がなされているほか、各専門学会での発表・学会誌への投稿、各専門学術誌等への投稿等で積極的に公表している。 また、各種研究の成果は、毎年度、「地域社会健康科学研究所研究報告集」として取りまとめ、各都道府県保健福祉部など関係各方面に配付し、地方公共団体の保健・医療・福祉計画の策定に役立ててもらったり、保健・医療・福祉関係従事職員並びに一般住民に対する研修会・講演会等のテキストなどにも活用されている。</p> <p>3. 本事業に関わる各研究部門の研究者は、全員、学校法人自治医科大学の教員が併任しており、当該分野の専門家である。</p> <p>4. 当法人の研究事業は外部に委託することはないが、JMSコホート（自治医科大学コホートとは全国の各地域で働く自治医科大学の卒業生が中心となって脳卒中および心筋梗塞の発症を追跡しているコホート研究）やJAMP（日本人における家庭血圧のハイリスク患者を対象として心血管疾患リスクを評価する観察研究）のように、一部は全国に勤務している自治医科大学卒業医師との共同研究の形をとっているものもある。</p>
その他説明事項	<p>地域社会振興財団は、学校法人自治医科大学とは車の両輪の関係として設立され、自治医科大学がへき地等に勤務する医師の養成・確保を図る役割を担う一方、当法人は、へき地等においても質の高い医療を提供できるようにするため研究所において各種の調査・研究を行うことによってへき地等を支援している。</p>

2. 研修事業

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率(%)
公 2	へき地など地域において保健・医療・福祉に携わる専門職員を対象とした専門職研修や地域住民を対象とした健康・医療や福祉に関する研修等を行う事業	3.5
〔1〕事業の概要について		
<p>(1) 目的 地域において保健・医療・福祉事業に携わる専門職員を対象とした最新の専門知識や技術の習得を図るための研修、地域住民を対象とした健康や医療や福祉に関する意識向上のための研修、地域医療が抱える様々な問題とその解決策を医療従事者等と地域住民とともに考え討議する事業を行う。 アからオは地域医療の向上を図るという共通の目的を達成するための事業と位置付けられることから一つにまとめた。</p> <p>(2) 事業 ア中央研修会(昭和50年度から毎年度継続して実施している) 学校法人自治医科大学の構内にある地域医療情報研修センターにおいて、地域の保健・医療・福祉事業に携わる医師、看護師、医療技術者等を対象に、当該分野の専門家を講師として、最新の医療情報の講義や技術の向上を図るための研修を実施。2日～3日の日程で年15回程度開催し、年間で400名程度の受講者が参加。</p> <p>イ地方現地研修会(昭和58年度から毎年度継続して実施している) 地方公共団体等が推進する健やかな長寿社会づくりに寄与することを目的として、地域の住民や保健・医療・福祉事業に携わる医師、看護師、医療技術者等を対象に、全国各地の地方公共団体等が企画する健康や福祉に関するテーマの研修を、当該団体と当法人とが共催で実施。1日の研修を年15回程度開催し、年間で2,000名程度の受講者が参加。</p> <p>ウ健康福祉プランナー養成塾 地域住民の社会福祉・介護サービスを実際に構想し、運営するコミュニティ・リーダーを育成するため、地方公共団体等の健康福祉行政等の企画立案に携わる保健師、医師、事務等を対象に、それら職種横断的な3日～5日間の研修を実施。年1～2回開催。20名程度参加。平成11年度から毎年度実施している。</p> <p>エ地域医療を考える県民フォーラム 当該都道府県における地域医療が抱えている様々な問題点、将来あるべき方向性について、行政、医療関係機関、地域住民が一体となって検討、討議するフォーラムを、開催都道府県と当法人との主催で実施。年1回開催。1日の日程で約300名程度参加。平成18年度から実施している。</p> <p>オ地域医療を守り・育てる住民活動全国シンポジウム 地域住民、行政・医療関係者等が、地域医療の問題を解決するためには住民の力、住民の主体的活動が重要であることを共通の認識とすること、また、そのような住民団体(住民グループ・NPO法人等)が全国的な連携をとれるようなネットワークづくりを目的として実施。年1回、1日～2日間の日程で開催し、約80名程度参加。平成21年度から実施している。</p> <p>(3) 財源 「ア中央研修会」のみ、受講料を徴収しており、一部は自己資金を充当している。他のイ～オについては、全て、地域医療等振興自治宝くじ(うち人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業分)の収益金を財源としている。</p>		
〔2〕事業の公益性について		
事業の種類	高齢者の福祉の増進を目的とする事業 公衆衛生の向上を目的とする事業 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業 地域社会の健全な発展を目的とする事業	
上記事業に該当する理由	本事業は、地域の住民の健康、医療及び福祉の向上を図る専門職員及び住民を対象とした研修並びに地域住民が、行政、医療機関と認識を共有し、住民自身が地域医療における問題とその解決策を自らが考え行動できるようにするための事業である。これらの研修内容から、「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当すると考える。また、同様に、研修内容から、「公衆衛生の向上を目的とする事業」にも該当し、研修内容から、「障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」にも該当する。これら研修の実施等により、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」にも該当すると考える。	

事業の公益性に係るチェックポイント【講座、セミナー、育成】

1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。

2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。

（注）ただし、高度な専門知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

3. 当該講座等及び専門知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。

（注）専門知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問われない。

4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

1. ア 中央研修会は、地域社会において保健・医療・福祉事業に携わる医療技術者等が、最新の医学知識と医療技術を習得することにより、地域住民の方々が安心して生活できるような地域社会にすることを目的に開催し、

イ 地方現地研修会は、「健やかな地域社会づくり」に寄与するため、地域住民の皆様や保健・医療・福祉事業に携わる医療技術者等を対象として開催し、

ウ 健康福祉プランナー養成塾は、少子・高齢社会を迎えて、地域住民のニーズに応えたサービスを提供する地方自治体の責任はますます大きくなっており、住民が待ち望んでいるのは充実した保健、医療、社会福祉、介護サービス体制である。その住民サービスを実際に構想・運営し、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進できる人材を育成するために開催し、

エ 地域医療を考える県民フォーラムは、地域社会における少子・高齢化の急激な進行、これに伴う医療ニーズの構造変化、地域における医師不足が一層深刻化するなど地域医療に関する様々な課題があり、都道府県を実施単位として、行政機関・医療関係機関・地域住民が一体となって地域医療に関する包括的な課題について討議し、当該都道府県における地域医療の充実に寄与することを目的に開催し、

オ 地域医療を守り・育てる住民活動全国シンポジウムは、地域医療に関する様々な問題を解決するためには住民の力、住民の主体的活動が重要であり、そのような住民団体が連携し、ネットワークづくりを目的として開催している。

これらの開催の趣旨・目的は、それぞれのパンフレットやチラシで全国の地方公共団体や関係医療機関等に配布するとともに、当法人ホームページでも周知している。

2. 「ア中央研修会」「イ地方現地研修会」「ウ健康福祉プランナー養成塾」など専門職員を対象とした研修については、地方公共団体の保健・医療・福祉関係部署、病院・診療所・福祉関係施設等を通じて広くそれらの専門職員に対して募集をかけており、また、地域住民を対象とした研修については、研修を実施する地域で地方公共団体等を通じて広く募集するとともに、当法人のホームページにおいて、開催の都度、案内を掲載し一般に周知している。

また、「エ. 地域医療を考える県民フォーラム」及び「オ. 地域医療を守り・育てる住民活動全国シンポジウム」についても、当該又は全国の地方公共団体等を通じて、事業の実施を広く周知するとともに、当法人のホームページにおいて、開催の都度、案内を掲載し、一般に周知している。

3. 当事業は、専門知識の普及等を目的としているので、知識・技能等の確認行為は行っていないが、各研修等の終了後は必ず参加者にアンケートを求め、受講内容が適切であったか、受講前と受講後とで意識がどのように変わったかなどの結果をまとめ、受講の効果を検証しつつ、次回に活かす方法をとっている。また、開催事業ごとに自治医科大学教員や行政の専門家、医療関係者、NPO法人の代表など、それに関わる専門職種の委員による委員会を組織し、開催の内容・方法等を検討することにより、常に事業の質を確保している。

4. 講師謝金は、その基準を定め、研修開催要項としてパンフレットや当法人ホームページで公表している。

3. 交付金交付事業

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 3	地方公共団体等が行う高齢社会対策や少子化対策、地域創生の推進及び学校法人自治医科大学の教育・研究に不可欠な施設設備の整備を支援するための交付金の交付を行う事業	90.3
〔1〕事業の概要について		
<p>(1) 目的 栃木県が発売元として発行される「地域医療等振興自治宝くじ」の収益金を財源として、地方公共団体等が行う人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生き育て、暮らすことができる環境を確保するための施策の実現に資するために行われるソフト事業の実現及び学校法人自治医科大学の教育・研究に欠くことのできない施設設備の整備を支援するために交付金を交付する。</p> <p>(2) 事業 1) 人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金事業(この関係の宝くじは、平成元年から「地域医療等振興自治宝くじ」として発売が開始され現在に至っている) 令和 4 年度より、これまで行ってきた「長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業」を改め、新たに少子化対策や地域創生の施策を対象事業として拡充し、当該ソフト事業に積極的に取り組んでいる都道府県及び市区町村等を支援するため交付金の交付を行う。 交付にあたっては、宝くじに関する専門的知識、実施事業の内容に精通した外部の委員からなる地域医療等振興事業費交付金審査会で決定された配分方法や対象事業など交付事業の基本的方針に基づいて個別団体に対して交付する。</p> <p>2) 整備拡充事業費交付金交付事業(この関係の宝くじは、昭和 49 年に「へき地医療振興宝くじ」として発売され、平成元年に「地域医療等振興自治宝くじ」の名称に改称され現在に至っている) へき地等の地域社会の保健・医療・福祉の確保及び向上のために高度な臨床的実力を有する医師を養成し、へき地等の地域医療の確保向上に先駆的役割を担っている学校法人自治医科大学の教育・研究に欠くことのできない施設設備や教育研究機器などの整備拡充を支援するための交付金を交付。</p> <p>(3) 財源 地域医療等振興自治宝くじの収益金を充当</p>		
〔2〕事業の公益性について		
事業の種類	高齢者の福祉の増進を目的とする事業 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業 学術及び科学技術の振興を目的とする事業 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業 地域社会の健全な発展を目的とする事業	
上記事業に該当する理由	栃木県が発売元として発行される「地域医療等振興自治宝くじ」の収益金を財源として、地方公共団体等が行う高齢社会対策大綱の実現のために交付金を交付する事業である。したがって、交付の対象となる大宗を占める事業としては「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当すると考える。また、交付の対象となる事業内容(雇用・就業対策事業)から、「勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業」にも該当すると考える。さらに、学校法人自治医科大学の施設設備や研究機器等の充実を図り、教育・研究を通じて「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」にも該当すると考える。同様に、教育・研究を通じて、「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」にも該当し、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」である。	
事業の公益性に係るチェックポイント【助成(応募型)】		
1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主な目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が一般に開かれているか。	<p>[人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業]</p> <p>1. 地方公共団体等が行う人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生き育て、暮らすことができる環境を確保するための施策の実現に資するために行われるソフト事業に対する交付金であり、不特定多数の者の利益の増進への寄与することを主たる目的としている。 このことは、地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程並びに人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の手引きで位置づけており、全国の地方公共団体等に配付するとともに、当法人のホームページでも明らかにしている。</p>	

<p>3. 助成の選考が公正に行われていることになっているか。 （例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除）</p> <p>4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。）</p> <p>6. （研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>2. 地方公共団体等が行う人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生き育て、暮らすことのできる環境を確保するための施策の実現に資するために行われるソフト事業については、全国の地方公共団体等に周知し、全国から申請（応募）を受け付けており、一般に開かれたものとなっている。</p> <p>3. 地方公共団体等が行う事業については、実施事業の内容に精通した委員からなる地域医療等振興事業費交付金審査会で決定された基本的方針に基づいた事業内容に交付対象が限定され、かつ、実施主体である地方公共団体等においても当該団体の専門部署が立案した事業を、費用対効果の面等から必要性等を当該議会です承されたものが申請されてくる。</p> <p>4. 地方公共団体等が行う人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業については、交付の事業内容や交付額といった基本方針は、宝くじに関する専門的知識を有する委員、実際にソフト事業を実施している地方公共団体の実務に精通している職員を委員としているほか、第三者の立場から客観的に判断し得る委員を加えた「地域医療等振興事業費交付金審査会」において決定された内容に基づいて交付している。</p> <p>5. 交付金交付事業については、交付対象者、交付事業名、交付金額については、ホームページで公表している。</p> <p>6. 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業は、「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の手引き」の中で、事業が完了後、速やかにそれぞれの事業ごとに「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金実績報告書」を提出することとなっている。 地域医療技術向上推進事業〔地域医療従事医師等の研究事業〕については、申請のあった研究計画を自治医科大学の教員を委員とする「研究事業採択審査委員会」において審査・選考し、その研究成果についても「研究事業成果審査委員会」において評価するなど、当事業の質を確保するため専門家が適切に関与し、審査・選考は公正に行われている。 また、その他の事業についても事業終了後、実績報告書の提出の際に、成果物のほか、実施事業に関する新聞記事や広報誌等を添付することとなっている。</p>
---	---

事業の公益性に係るチェックポイント【その他】

<p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることになっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣言になっていないか） （注）2.（事業の合目的性） ア～エは例示であり、事業の</p>	<p>〔整備拡充事業費交付金交付事業〕</p> <p>1. へき地等の地域医療を確保するための臨床医を養成する自治医科大学の施設整備の充実のための交付金を交付する事業（卒業生は全国で地域医療の確保に貢献している）であり、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的としていない。</p> <p>2. ア. 本事業は、「地域医療等振興自治宝くじ（地域医療等振興事業分）」の収益金を原資として実施しており、当該宝くじの発売目的が「地域医療振興等のため設立された学校法人自治医科大学の整備に要する財源とするため」となっているとともに、栃木県の定める「地域医療振興事業費交付金交付要領」及び当法人の定める「地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程」により、「学校法人自治医科大学」にのみ交付金を交付しており、本事業自体の制度の趣旨により、交付金を広く公募しておらず、宝くじ収益金をだれでもが活用できるという面での受益の機会が一般に開かれてはいない。 しかし、当該事業の目的は、自治医科大学の教育・研究に不可欠な施設設備の整備であり、当該事業の受益者である学生は一般入学として全都道府県から毎年2～3名ずつ入学し、卒業後、その施設設備を使用して修得した医学知識、医療技術を実践することによって、全国で地域医療の確保に貢献していることから、広く社会に貢献している。</p> <p>イ. 自治医科大学の施設整備については、専門家である関係の各講座部門から挙がってくる教育・研究の観点からの要望を、必要性、緊急性、効率性（できるだけ共同利用できるものを優先する方針がある）等の面で総合的にチェックし、最終的には大学の理事会の承認を経て決定されている。</p>
--	---

<p>特性に応じてそれぞれの事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>ウ. 上記ア. で述べたとおり、本事業は栃木県の「地域医療振興事業費交付金交付要領」及び当法人の「地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程」により、「学校法人自治医科大学」にのみ交付金を交付することとされている。このため、当法人としては特に、審査・選考は行っていないが、当該事業は、そもそも同大学の理事会の承認を経て決定されており、審査・選考が公正に行われており、また、毎年度、同大学から提出される事業実績報告書に基づき、栃木県と当法人が共同して、当該事業の実施結果の検査を行っている。</p> <p>エ. 本事業の主旨から、業界団体の販売促進、共同宣伝には当たらない。</p>
<p>その他説明事項</p>	<p>〔自治医科大学が広く一般に社会貢献を果たしている役割と交付金交付事業との関係について〕</p> <p>自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図るため、昭和47年に設立された医科大学です。</p> <p>自治医科大学の建学の精神は「医の倫理に徹し、かつ、高度な臨床的実力を有する医師を養成することを目的とし、併せて医学の進歩と、地域住民の福祉の向上を図ることを使命とする」としています。このような目的を有する自治医科大学は、地域医療に責任を持つ全国の都道府県が共同して設立した学校法人によって運営されております。</p> <p>毎年、広く全国の各都道府県から、将来、出身都道府県で地域医療に挺身する気概と情熱に富んだ優秀な学生を選抜し、学生は、卒業後、その修得した医学知識と医療技術と使命感を持って出身都道府県に戻り、地域医療に従事します。</p> <p>建学から不変であるばかりか、その使命の実践が一層求められる現状にあり、医療の谷間がへき地を意味した時代から、都会にあっても医療難民があるという現在の日本の医療状況にあって、自治医科大学が建学の精神を実現することが日本の地域医療の充実のために不可欠であります。</p> <p>自治医科大学においてより優れた医療人の育成がなされ、医学医療へ大きく貢献する大学であり続けるために、自治医科大学の施設設備や教育研究機器などの整備拡充を支援するために交付金を交付することが必要であります。</p>